様式第１号

# 条件付一般競争入札公告

令和８年７月２１日

山田町長　佐藤　信逸

１　工事概要

(1) 工 事 名　山田町パークゴルフ場管理棟建設工事

(2) 工事場所　下閉伊郡山田町　船越　地内

(3) 工事内容　山田町パークゴルフ場管理棟新築工事一式

**※　本工事は、山田町週休２日工事実施要領に基づく完全週休２日（土日祝）型の対象工事である。**

(4) 工事期間　令和９年３月１９日まで

２　予定価格　落札者決定後公表

３　最低制限価格　設定あり

４　入札保証金　免除

５　契約保証金　1/10

６　入札参加条件

**次の条件を全て満たしていること。**

**(1) 当町の令和７・８年度町営建設工事請負資格者名簿の「建築一式工事」に登載されている者であること。**

**(2) 次の者であること。**

**ア　町内業者**

７　入札

(1) 入札書類の到着期限

令和８年８月１２日（水）（山田町役場財政課必着）

(2) 入札書類

ア　入札書（様式第４号）

イ　工事費内訳書（様式第５号）

(3) 提出方法

一般書留又は簡易書留による郵送とする。

(4) 宛先

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町３番２０号

山田町役場財政課

(5) 入札関係書類の入手方法

山田町のホームページよりダウンロードすること。

（https://www.town.yamada.iwate.jp/）

８　設計図書等の受け取り

(1) 受け取り方法

次に掲げるいずれかの方法によること。

ア　町指定引換場所において設計図書等を直接受け取る場合

㈠　購入申込

納入通知書兼領収証書及び設計図書等受取申込書兼引換証（様式第６号）に必要事項を記入し、財政課にファックス又はＥメールを送信した後、電話で予約確認をすること。

㈡　購入代金納付

記入した後の納入通知書兼領収証書及び設計図書等受取申込書兼引換証により、町指定金融機関等に設計図書等購入代金を納付すること。

㈢　設計図書等引換

購入代金を納付後、町指定引換場所において設計図書等受取申込書兼引換証と引き換えに受け取ること。

イ　山田町のホームページから設計図書等の電子データをダウンロードする場合

㈠　受け取り申込

設計図書等受取申込書兼引換証（様式第６号）に必要事項を記入し、財政課にファックス又はＥメールを送信した後、電話で到着確認をすること。

㈡　設計図書等の受け取り

財政課から通知されたパスワードを入力し、山田町のホームページに掲載されている設計図書等の電子データをダウンロードすること。

㈢　受け取り完了の通知

ダウンロード完了後は、設計図書等縦覧済通知書（様式第７号）を作成し、財政課にファックス又はＥメールにより送付すること。

なお、ダウンロード等に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 購入金額（受け取り方法が(1)アの場合に限る。）　100 円（税込み）

(3) 申込先

財政課

電話番号　0193-82-3111（内線 428）

ＦＡＸ番号　0193-82-4989

Ｅ-ｍａｉｌ　nyuusatu@town.iwate-yamada.lg.jp

(4) 指定引換場所

財政課（山田町役場庁舎４階）

(5) 申込期間

令和８年７月２１日（火）から令和８年８月１０日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

9　設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及び宛先

書面（ファックス可。）又はＥメールで財政課宛申し出ること。（質問は、設計図書等に関する質問書（様式第１３号）によるものとすること。）

ファックス番号及びＥメールアドレスは、８(3)のとおり。

(2) 申出期間

令和８年７月２１日（火）から令和８年７月３０日（木）午後３時まで

(3) 回答内容と方法

質問及び質問に対する回答を山田町のホームページに掲載する。（設計図書等に関する質問及び回答（様式第１４号）により行うものとする。）

(4) 回答掲載期間

令和８年８月４日（火）から令和８年８月１７日（月）まで

10　開札

(1) 日時

令和８年８月１７日（月）　午前１０時３０分から

(2) 場所

山田町役場庁舎　４階会議室

(3) 立会人

入札参加者において立会いを希望する者（１参加業者当たり１名）

(4) 落札候補者

有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札したものを落札候補者として指定する。

(5) 開札結果の確認

開札に立ち会わなかった入札参加者のうち、開札結果の確認を希望する者は、開札日当日の午後５時までに開札結果確認依頼書（様式第１５号）をファックス又はＥメールで財政課宛送付すること。

ファックス番号及びＥメールアドレスは、８(3)のとおり。

11　再入札

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、令和８年８月１９日（水）に再入札を行う。ただし、再入札に参加できる者がないとき、その他再入札を行っても落札者が決定する見込みがない等の理由により行わない場合がある。

(2) 再入札に参加できる者は、初度の入札において無効または失格とならなかった者とする。

(3) 再入札の時刻、場所、提出方法その他必要な事項は、別途通知する。

12　入札参加資格の確認

落札候補者は、入札参加資格確認書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和８年８月１９日（水）

(2) 提出書類

ア　条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第２号Ａ又は様式第２号Ｂ）

イ　最新の経営事項審査に係る結果通知書の写し

ウ　配置予定技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類の写し

エ　その他入札参加条件を証明する書類

(3) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法によること。

ア　財政課へ持参する。

イ　財政課へ(2)に掲げる書類をファックス又はＥメールで送信した後、電話で到着確認をする。財政課より入札参加資格の確認が得られたならば、速やかに原本を財政課宛に送付する（普通郵便可）。ファックス番号及びＥメールアドレスは、８(3)のとおり。

(4) 確認結果の通知

原則として、(1)の提出期限から起算して３日以内に落札候補者へ通知する。

13　その他

(1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書（様式第８号）及び条件付一般競争入札心得（様式第１０号）を遵守しなければならない。

(2) 入札において、重大なかしがあった場合には、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成６年山田町告示第２１号）に基づき、指名停止の措置を講ずることがある。

(3) 条件付一般競争入札心得「３　入札の無効」に該当する入札は、無効とする。

(4) 入札は７(2)に掲げる書類を全て同時に提出すること。いずれか一つでも同時に提出されない場合又は提出された書類に不備がある場合は、当該入札は無効となること。

(5) 落札候補者は、12(2)に掲げる書類のほか、入札参加資格の確認のために町長が行う指示に従うこと。

(6) 落札候補者が入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、入札参加資格を認めないことがある。

(7) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、当該通知を行った日の翌日から令和８年８月２８日（金）までの間、書面によりその理由の説明を求めることができる。

(8) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）は、入札に参加できない。

(9) 本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年山田町条例第１９４号）第２条の規定により議決を要する契約となることから、落札者と仮契約を締結し、議決後に本契約となるものである。

14　照会先

財政課〔電話 0193-82-3111　内線 428〕